

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託し、労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者として労働局長から承認を受けている者である。

請求人は、A所在のB会社の事業主としてリフォーム営業に関わる業務全般に従事していたところ、請求人によれば、平成○年○月○日、取引先にて打ち合わせ中、砂が右眼に入ったので、手袋をした手で眼をこすり、角膜を傷つけた（以下「本件災害」という。）という。

- 2 請求人は、同月○日、C診療所に受診し「角膜ビラン」と診断され、同月○日に、D医院に転医し、同日、E病院に転医し「右角膜潰瘍、右角膜炎、右前房蓄膿」と診断され、療養を継続した結果、平成○年○月○日をもって治癒（症状固定）となった。

- 3 本件は、請求人が治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害の程度が障害等級に該当するものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、右眼の症状は完治していない、現在も見えにくく白く見えている、医師には、明らかに後遺症が残ると言われており、監督署長の処分は誤りである旨主張するので、以下、検討する。

ア 視力障害については、F医師作成の平成○年○月○日付け診断書において、「平成○年○月○日現在右矯正視力1.0」と記載されており、同医師は同年○月○日付け意見書においても、視力障害は「なし」と所見を述べていることから、請求人に視力障害は残存していないと判断することが相当である。

イ 次に、請求人の視力障害以外の障害については、F医師は、調節機能障害、運動障害、視野障害、外傷性散瞳のいずれも障害はない旨の所見を述べており、G医師は、「請求人の本来の傷病（右角膜潰瘍、右角膜炎、右前房蓄膿）は完治している。」と所見を述べている。さらに、H医師作成の平成○年○月○日付け意見書においても、「関係書類、医師のカルテ、診断書、意見書等を熟考するに、本件は労働災害基準に該当しないものと判断する」と所見を述べている。以上から、請求人の視力障害以外の障害についても、その存在を認めることはできないと判断することが相当である。

ウ したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の右眼には障害等級に該当する程度の障害は認められないと判断する。

(2) また、請求人の他の主張を子細に検討したが、上記判断を左右するものは見

い出すことができなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。